



平成30年 9月18日

各 位

会社名 株式会社 S Y S ホールディングス
代表者名 代表取締役 鈴木裕紀
会長兼社長
(コード番号：3988 東証 J A S D A Q)
問合せ先 常務取締役 後藤大祐
管理本部長
(TEL 052-937-0209)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成30年 9月18日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成30年10月26日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

職務分担の明確化及び経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について、あらかじめ定めた代表取締役が行うなど、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年10月26日 (金)

定款変更の効力発生日 平成30年10月26日 (金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>当該代表取締役に支障がある場合には、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>